

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年三月一日）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、同法附則第一条第二号に定める日（平成十六年十二月一日）から施行する。

(保険業法施行令の一部改正)

第二条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「油濁損害賠償保障法施行令（）」を「船舶油濁損害賠償保障法施行令（）」に、「及び油濁損害賠償保障法施行令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）」を「並びに船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）」に改める。

第三十七条の四の四中「油濁損害賠償保障法（）」を「船舶油濁損害賠償保障法（）」に、「油濁損害賠償保障法施行令、」を「船舶油濁損害賠償保障法施行令、」に、「油濁損害賠償保障法第十四条第二項」を

「船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項」に、「油濁損害賠償保障法施行令第三条第一項第三号」を「船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第三条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号及び第四百四十一条第五号中「油濁損害賠償保障契約及び」を「タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに」に改める。